

|            |          |          |           |
|------------|----------|----------|-----------|
| 公衆衛生看護学実習Ⅰ | 4年・前期    | 2単位 2週間  | 教授 島田 昇 他 |
| 科目カテゴリー    | 看護提供のあり方 | 科目ナンバリング | 33330984  |

## 1. 授業のねらい・概要

学生は、地域に生活する人々の健康を維持・増進し、健康問題を改善し健康課題に取り組む保健医療福祉行政の制度を理解する。保健所、市町村保健センター、事業所等のさまざまな機関を実習拠点として、どのような法令のもとに保健事業が実施されて行われているかを考察することができる。併せて、保健・看護活動を計画、実施、評価する方法と技術を習得する。

## 2. 学修の到達目標

1. 実習市町村の特性を把握し、保健医療福祉の現状と課題を説明することができる。(D-2)
2. 事業所において働く人々の健康管理、保健について学び、労働者の健康課題について説明することができる。(D-2)
3. 保健所および保健センター、小中学校の業務・役割を説明することができる。(D-2)
4. 公衆衛生看護活動を通して、保健師の役割・機能の実際を学び、その専門性についての理解を深める。(D-3)
5. 公衆衛生看護活動は、住民・行政および専門職者の協働によることを理解する。(D-5)

## 3. 授業の進め方

保健所および市町村保健センターでの実習については学生の希望をとるが、実習施設の最終決定は、学生の実習目標と各施設の実習受け入れ人数とを照合して調整する。事前に実習地を地区踏査し、住民へのインタビュー等も含めて、地域の特性や資源等を把握し地区診断ができるようにする。また、事業所での実習においては産業保健の実態と実際を学ぶ。

## 4. 授業計画（実習/実技）

1. 事業所見学実習：県内事業所にて行う。
2. 群馬県内小中学校実習
3. 地区踏査、保健事業関連法令の事前学習等の具体的内容は、実習要項に準ずる。
4. 実習のまとめと発表

## 5. 成績評価の方法・基準

臨地実習の出席が実習期間の4/5以上であること。

実習評価（事前学習・実習態度・記録・事後レポート）（80%）、実習評価試験（20%）により総合的に評価する。合格基準は60%以上。どちらか一方でも合格基準に満たない（60%未満）場合は、単位認定できない。

出席、実習評価、実習評価試験のすべての基準を満たしていない場合は、単位認定できない。

## 6. テキスト・参考文献

テキスト：公衆衛生看護学や産業保健、学校保健の授業で使用したテキスト

参考文献：国民衛生の動向 最新版

佐伯和子：地域看護アセスメントガイド、第2版、医歯薬出版株式会社、2018

群馬県の健康・保健・福祉に関する統計資料等

市町村の公式ホームページ

## 7. 準備学習に必要な時間、又はそれに準じる程度の具体的な学習内容

テキストや参考文献、インターネット等を活用して予習を行う。

## 8. 受講上の留意事項

1. 先修要件については、「履修要項・学生便覧」参照。
2. 公衆衛生看護活動の根拠となる法律・制度等に関して事前学習し、要点をまとめておくこと。
3. 学習目標を立て、実習で学びたいことを明確にすること。
4. 健康管理に留意し、やむを得ず欠席または遅刻する場合は、連絡を徹底すること。

## 9. 課題に対するフィードバックの方法

提出された課題は教員が確認して返却する。内容が不備なものは再提出を求める。

## 10. 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目との関連

保健師教育課程必修科目であり、修得できない場合保健師国家試験受験資格が不可となる。

**1 1 . 実務経験のある教員等による授業科目**

行政委託機関及び、医療機関での保健師としての勤務経験を活かして、実習指導を行う。